

平成26年第13回大山町教育委員会

招集年月日 平成26年11月19日(水) 午後2時

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	林原浩子	3番	金田吉人
4番	小原康正	5番	山根 浩	6番	伊澤百子

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案 第1号 大山町伝統的建造物群保存地区町並み保存会事業補助金交付要綱の制定について

日程第 4 協議 (1) 小中学校計画訪問のまとめについて

(2) その他

3. その他

4. 次回の開催日程 平成26年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
10月 25日	土	第7回大山町総合文化祭(大山農業者トレーニングセンター:~26日)、大山西小学校学習発表会、大山小学校学習発表会
27日	月	大型事業・行政評価・新町まちづくりプラン変更検討会、西部地区市町村指導主事等連絡協議会(西部総合事務所)
29日	水	名和小学校計画訪問、県教育委員会体育保健課来庁
31日	金	鳥取県町村教育長会(鳥取市)、第2回県・市町村教育行政連絡協議会(鳥取市)
11月 1日	土	町内中学校文化祭、門脇家一般公開(~3日)伊勢大神楽
4日	火	職員評価に関する協議
5日	水	六長合同会議、西部地区市町村教育長会(米子市)
6日	木	まちづくり庄内地区会議会長来庁、管理職会議、地方創生検討会議、学校経営ビジョン聞き取り
7日	金	行政評価委員会、開館20周年記念図書館まつり(~9日)
8日	土	中山小学校学習発表会、米子・鳥取間駅伝(~9日)、名和地区解放文化祭(人権交流センター:~9日)
10日	月	(株)片木アルミニウム社長来庁、大山町要保護児童対策協議会
13日	木	大山小学校計画訪問
15日	土	児童虐待防止推進月間オレンジリボンタスキリレー、下田中解放文化祭(中山ふれあいセンター:~16日)
16日	日	中高ふれあい祭り(中高ふれあい文化センター)
17日	月	マイナンバー制度研修会、犯罪被害者支援ネットワーク(八橋警察署)
18日	火	町政10周年記念事業検討会
19日	水	名和中学校計画訪問(給食試食)、定例教育委員会

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
11月 20日	木	平成27年度教育委員会予算説明会(鳥取市)、西部町村次課長会(米子市)
21日	金	大山青年の家給食会研修会(滋賀県大津市:~22日)、モジュール研修会(名和小学校)
22日	土	大山町駅伝競走大会(名和総合運動公園周回コース)
24日	月	後期区長会(保健福祉センターなわ)
25日	火	第9回大山町議会臨時会、第6回みんなの人権セミナー(大山支所)
26日	水	西部広域視聴覚ライブラリー(米子市)、大山町子ども子育て会議、第4回大山町総合文化祭実行委員会
27日	木	徳島県東みよし町みのだ保育園視察団来町(中山みどりの森保育園)
29日	土	全国人権同和保育研究大会(滋賀県米原市:~30日)

議案第1号

大山町伝統的建造物群保存地区町並み保存会事業補助金交付要綱の制定について

大山町伝統的建造物群保存地区町並み保存会事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年11月19日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年11月 日

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1 別紙のとおり

大山町伝統的建造物群保存地区町並み保存会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）における歴史的景観を、貴重な文化遺産として積極的に保存活用を図りながら守り伝えるとともに、住民意識の高揚を図り、住民の手による伝統的な町並みの保存を推進するため、大山町伝統的建造物群保存地区町並み保存会（以下「保存会」という。）が行う事業に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、保存会が行う伝統的な町並みの保存及び活用、歴史文化の継承、全国の町並み保存会等との交流、情報発信、安全対策等に関する事業とする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、補助対象事業費の2分の1を限度に予算の範囲内で補助するものとする。

2 補助金の交付額は、20万円を上限とし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付手続き)

第4条 この要綱による補助金交付の申請、決定等については、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号）の定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成31年3月31日をもって、その効力を失う。